



問

本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

国民年金保険料の免除申請について

国民年金被保険者の方で、令和4年7月以降の保険料免除を希望される方は市役所各支所年金窓口で申請してください。免除承認期間は7月～翌年6月の1年間です。

※令和2年12月31日以降に退職した方は離職票などを持参すると退職特例を受けられます。

※学生の方は学生納付特例申請の対象で、免除承認期間は4月～翌年3月の1年間です。

※障害年金(2級以上)や生活保護の受給者の方などは法定免除の対象です。

※全額免除・納付猶予該当者で継続審査を希望した方の申請は不要ですが、所得額などにより再度申請が必要となる場合があります。

※一部免除(1/4・半額・3/4免除)後の残りの保険料を納付しなければ、未納期間となりますのでご注意ください。

鹿屋年金事務所による出張年金相談

6月8日(水) 時間:午前9時30分～午後3時30分 場所:末吉本庁3階第3委員会室
相談は無料ですが予約が必要です。(予約先:市民課 国民年金係 ☎0986-76-8805) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。



市税などの
納期内納付のお願い
税務課 ☎ 0986-76-8804

令和4年度の市税などの納税通知書については、5月に固定資産税・軽自動車税の通知書を送付したところですが、6月には市県民税・国民健康保険税・介護保険料を、7月には後期高齢者医療保険料の納税(納入)通知書を送付します。それぞれ納期限日までの納付をお願いします。

◎納税の猶予制度について

新型コロナウイルスの影響や風水害による財産の損失、長期の療養を必要とする病気やケガ、事業の休廃止や損失などが、特別な事情により、納税が困難となったと認められる場合、申請により納税を猶予する期間を定め、その期間において分割して納付することができます。

納税猶予の期間は原則1年で、その間の延滞金の減免や差

押えなどの滞納処分が執行されないなどの特例があります。

◎まずはご相談ください

納付困難となる方のほとんどが、放っておいた結果、滞納額が累積し延滞金もかさみ、さらに新年度分が課税されるため、なかなか追いつかなくなってしまうといったものです。納期限日までの納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

6月の納期について

- ☐ 市県民税 1期
- ☐ 国民健康保険税 1期
- ☐ 介護保険料 1期

※口座振替を利用されている方は、6月30日に振替えますので残高のご確認をお願いします。





問い合わせ先
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

今月の相談

コロナ禍で収入が減少したので少しでも収入を増やそうと考え、在宅でできる副業や内職をインターネットで探したところ「1日10分簡単な作業をするだけで誰でも簡単に1カ月〇円稼げる!」「サポートも万全」と紹介しているサイトを見つけた。内容を知るにはマニュアルを購入する必要があるというので、代金9000円をクレジットカードで支払った。しかし届いたマニュアルを読んでみると誰でも知っているような情報で、とても儲けられるようなものではない。苦情を伝え、今度は確実に儲けられるという30万円の特別コースを勧められ契約したが全く儲からない。



情報商材のトラブル

○ ネット上などで取引されるお金の儲け方に関する情報を情報商材と呼びます。情報商材を購入したものの「誰でも知っているような情報だった」「一般の人が簡単にできるような内容ではない」といったトラブルの相談が多く寄せられています。

○ ネットなどの広告を見て自分から申し込む通信販売にはクーリング・オフの適用がありません。簡単に解約することはできないので注意しましょう。

○ 誰でも簡単に儲けられるといった「うまい話」はありません。これらの広告をうのみにしないようにしましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ
日時…7月13日(水)午前10時～正午
場所…市役所本庁 3階 執行部控室
相談時間…1人30分 定員…4名
※相談無料。事前申し込み順です。

おじいちゃんの付き添い

おじいちゃんが歯医者さんに行くと言っていたので、おじいちゃんのお口が臭い原因を知りたかったのだ。おじいちゃんが呼ばれたので一緒に診察室に入った。おじいちゃんは何だか緊張しているようにみえた。「おっ。きょうは付き添いで来たのかい?」と歯医者さんが言った。付き添いと聞いてなんだか変な気持ちだった。ぼくの歯くその検査と同じ検査をおじいちゃんもやった。おじいちゃんの歯くその中のバイキンはすごかった。ぼくのがチヨロチヨロくらいだとしたらウジャウジャ、ウジャウジャ、ウジャウジャ、ウジャウジャだった。おじいちゃんも目を丸くして「先生この動いているのは

何ですか?」と聞いた。「これが歯周病菌ですよ。歯周病菌の死骸もありますよ。歯周病菌は口臭の原因となったり、毛細血管から入り込んで全身を巡って悪さをしますから、要注意です。歯垢や歯石もついているようなので、歯みがきの練習から始めましょう」「歯みがきからですか?」「そうですよ。歯周病治療の基本は歯みがきです」(おとなも歯みがきの練習するんだ〜)とぼくは思った。

毎日の習慣!

健康
コラム
174号

お問い合わせ先 保健課 ☎ 0986-76-8806